

第29回 定例総会議事録

1. 日 時	令和5年8月10日（木）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第29回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第29回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に5番得丸委員さん、11番脇委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校より北東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地はスイカ、カボチャが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、クリ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、コンボ、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約98aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬川自然公園グラウンドより西へ約50mの距離に位置した農地であり、現地はカボスが1本植えられ、全体的に保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地</p>

<p>議長</p>	<p>でダイコンを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、運搬車、田植機を各2台、フォークリフトを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約146a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校より南西へ約2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地で水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約34a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、吉野中学校より西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はピーマン、ナス、オクラ、スイカ、カボチャ、アカジソなどの野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地でピーマン、ナス、キュウリ、トマト、スイカ、サトイモ、ジャガイモ、オクラを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約8aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>譲受人は、(契約成立後の経営面積が) 8aで農機具も多く持っているようですが、他になににかけているのですか。</p>
事務局	<p>譲渡人と譲受人ですが、譲受人の兄の娘さんが譲渡人で姪と叔父の关系到当たります。譲受人の状況ですが、農業経験が約20年ある方でございます。台帳上の面積はないのですが、相対でこれまでも耕作をしているとのことです。</p>
議長	<p>ほかになければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南公民館より北へ約180mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地でピーマン、ジャガイモ、ニラ、キャベツを栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各1台所有し、トラクターを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約21aとなります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は高さ30cm程度の草が生えた状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でネギを栽培予定です。農機具は耕運機を1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約16aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番得丸委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。譲渡人と譲受人は親子の関係です。現地調査報告です。申請地は、川添小学校より北へ約2.7kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆ではサトイモ、スイカ、1筆では一部に農業用機材を入れたビニールハウスが設置され</p>

<p>議長</p>	<p>ており、ナス、サトイモ、トウモロコシなどの野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で1筆はサトイモ、豆類、スイカ、カボチャ、1筆はトウモロコシ、ダイコン、ニンジン栽培予定です。農機具は耕運機を1台所有し、トラクターを1台リース予定です。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東に約330mの距離に位置する農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、医療法人が運営する診療所の駐車場用地として利用するものでありますが、既に転用されているため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は水管、下水管が埋設されている道路の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ7ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より南西に約1.7kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>基盤強化法での所有権移転 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より南東へ約850mの距離に位置した農

	<p>地であり、現地の1筆は背丈程度の草が生えており、1筆は一部に農業用倉庫が設置され、その他は一部に雑草が生えていたほかは、耕起されていきました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてヤギの放牧及び牧草を栽培する予定です。農機具は、トラクター、耕運機を各1台所有し、ヤギ100頭を飼養しています。所有権移転後の経営面積は約85a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
7番秋吉委員	<p>基盤強化法での所有権移転は、認定農業者は嘱託登記と聞いていますが、それ以外の一般の方でもメリットはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>基盤強化法での所有権移転をする際のメリットとしましては、まず農業委員会で嘱託登記を行うということが一つあります。税的には、登録免許税の軽減、不動産取得税の軽減、売り主の方については譲渡所得の特別控除があります。</p> <p>まず一つ目の農業委員会での嘱託登記については、認定農業者の方でも認定農業者の方ではなくても、お申し出があれば農業委員会でお受けしています。ただし、農振農用地区域内農地であればとなっております。ですので、認定農業者以外の18条1項の所有権移転であっても、農業委員会で嘱託登記の手続きをしております。</p> <p>あとは税金の部分ですが、まず、登録免許税の軽減については、認定農業者の方でなければメリットがありません。そのため、認定農業者であれば軽減した登録免許税になるのですが、認定農業者以外の方は軽減しない通常の登録免許税を頂いて、嘱託登記をしております。</p> <p>不動産取得税と譲渡所得の特別控除については、売り先が認定農業者かどうかは特に条件とされていませんので、認定農業者でなくてもメリットを受けられます。</p>

<p>議長</p>	<p>今の取り扱いとしましては、認定農業者であってもなくても、登録免許税以外のところは変わりなく受付をしております。ただし、取り扱う農地については、農振農用地の農地であれば所有権移転の案件になりますが、農振農用地でなければ基盤強化法での所有権移転という取り扱いができないため、3条で所有権移転をして頂くようにしています。</p> <p>ほかになければ9ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約300m～650mの距離に点在した農地であり、現地の3筆は保全管理され、その他は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、軽トラックを3台、田植機、コンバインを各2台、2tトラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約652aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p> <p>6番齊藤委員</p>	<p>なければ10ページ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、特別養護老人ホーム「和泉荘」より南東へ約300m及び約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されてい</p>

	<p>ました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、ウイングモア一、大型トラクターを各2台、田植機、コンバイン、ハローロータリー、畦塗機、パワーローダー、ドローン、ブロードキャスター、動力噴霧機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約110a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではキウイフルーツを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有し、トラクターを1台借用します。利用権設定後の経営面積は約44a となります。借受人は今後、障がい者支援の会社に移り、障がい者の方の就農体験などを行うことを考えているそうです。賃借権が3年間となっておりますが、キウイフルーツは3年ではできませんので、その後、契約を継続して耕作をするという聞いております。販売はJA を通じてするという事です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ11ページ 4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校より北西へ約150mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機、乾燥機を各3台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、籾摺機を各1台借用します。利用権設定後の経営面積は約25a となります。借受人は、日頃から現地で農業を手伝っておりますので、新規就農者ではありますが、問題なく耕作できるものと考えております。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。植田市民行政センターより南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地はキュウリ、ラッカセイ、サトイモ、サツマイモ等の露地野菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では露地野菜を栽培予定で

<p>議長</p>	<p>す。農機具は草刈機を4台、耕運機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約7a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ12ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北西へ約870mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではニンニクを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、軽トラック、運搬車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>9番齊木委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、吉野中学校より東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約49a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,491a となります。</p> <p>続いて再設定の案件の1番です。土地の表示、申請者等については議案</p>

の通りです。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等について議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約443a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は福良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に高菜、米、甘藷、ダイコン、カボチャ、ジャガイモ、カブ等を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約118a となります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、門前地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に大葉を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約257a となります。

続いて再設定の案件の1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。現在の契約内容と同じ内容で、9月以降に再設定の内容となります。

それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。

議長

ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、16ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1980年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校より西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2004年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原少年自然の家より南西へ約3.8kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ17ページ 3番について、事務局より報告してください。
事務局	17ページ 3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1971年頃より宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より東へ約760mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、事務局より報告してください。
事務局	4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1982年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅より南東へ約330mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ18ページ 1番について、事務局より報告してください。

事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1955年頃から事業用地の一部として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校より北東へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は事業用地の一部として利用されていました。また、面積が矮小であり、周りも事業用地に囲まれていることから農地として復元しても利用できないと見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃から法面として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校より北東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は法面として利用されており、面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3番について、事務局より報告してください。</p>

事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。</p> <p>証明内容は、2013年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校より北東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ19ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。</p> <p>証明内容は、それぞれの筆について、1991年頃から電波塔、駐車場、無線基地局として利用しており、他は原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターより東へ約1kmの距離に位置した農地であり、1筆の一部は電波塔と駐車場、1筆の一部は無線基地局として利用されており、他は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、20ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>20ページから23ページです。農地法第3条の3の届出で、相続や自己取得により農地を取得した届出が、合計で7件出ています。</p> <p>24ページ、25ページです。農地法第4条第1項第8号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>26ページから30ページです。農地法第5条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で45件出ています。</p> <p>最後は、31ページから33ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権または中間管理事業の権利設定において双方合意での解約の通知が、合計で5件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	ありません。
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>その他ですが、8月12日土曜日に農業就農フェアがあります。大変お忙しい時期とは思いますが、出席をよろしくお願いします。</p>

事務局	今回、各地区から1名ないし2名のご出席を頂けると聞いております。8月12日土曜日、12時から16時、場所はコンパルホールの3階です。自由にご来場、ご退室ということになります。ご来場頂いて就農の様子や、雰囲気を見て頂き、今後のご参考にして頂ければと思っております。事務局の者も当日現地にいる予定ですので、よろしくお願いいたします。
議長	ほかになければ、これで第29回定例総会を閉会します。